

令和7年度 ジャパンパビリオン出展支援補助金交付要綱

令和7年（2025年）4月22日

札幌食と観光国際実行委員会委員長決裁

（通則）

第1条 ジャパンパビリオン出展支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 本補助金は、海外展開に取り組んでいる又は今後取り組むことを予定している北海道内の食関連事業者を支援することを目的とする。

（補助金交付の資格要件）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる事項全てに該当する者とする。

- (1) 海外販路開拓・拡大に向けて、日本貿易振興機構（ジェトロ）が設置するジャパンパビリオンへ出展予定（すでに採択されている）の食関連事業者
- (2) 北海道内に本社または本店を有し、かつ札幌市、小樽市、函館市内のいずれかに営業所等の拠点を有する（上記のほか、札幌商工会議所または（一社）札幌物産協会会員である）中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する企業（個人事業主を含む。ただし、開業している者に限る。））であること。
- (3) みなし大企業に該当しないこと。みなし大企業とは、以下のものをいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- (4) 同一年度内に本補助金の交付を4回以上受けていないこと。
- (5) 札幌市税、小樽市税、函館市税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用していないこと。

- (8) 当実行委員会が行うアンケート調査に回答いただけること。
- (9) その他、当実行委員会委員長が不適当と認める者でないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助上限額及び補助率は別途定める募集要領のとおりとする。

(補助金の交付申請及び提出書類)

第5条 補助対象者は、次の各号に掲げる書類全てを委員長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 誓約書兼同意書（様式3）
- (4) 市町村民税の未納がないことを証明する書類
※申請日から遡って3カ月以内に取得した原本

(交付の決定及び通知)

第6条 委員長は、前条の申請があった場合には速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査においては、実施内容及び目的が、将来を含む海外への販路拡大に資すると認められるものについて交付を決定する。

(事業計画の変更又は中止)

第7条 補助対象者が、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ計画変更（中止）承認申請書（様式5）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 委員長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、当該事業内容の変更等について止むを得ない理由があると認めるときはこれを承認し、計画変更（中止）承認通知書（様式6）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日から14日以内又は同年度の2月27日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（様式7）及び実績報告書（様式8）に関係書類を添えて委員長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 委員長は、前条による実績報告書及び添付書類の提出を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（様式9）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 委員長は、前条の通知後、補助対象者からの請求により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消と補助金の返還)

第11条 委員長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金申請又は補助事業において、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
- (3) 法令若しくは本要綱又は本要綱に基づく決定内容及びこれに付した条件等に反したとき。
- (4) 補助金の交付対象期間中において、補助事業と同一の事業活動において他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けたとき。
- (5) 前4号の規定のほか、委員長が補助金の交付について不適当と認める場合

2 委員長は、前項の規定による取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(成果の報告等)

第12条 補助対象者は、第8条に規定する実績報告のほかに、委員長が補助事業の成果の報告を求めたときは、委員長が不要と認めるまでの期間、これに協力しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めがない必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和 7 年（2025年） 4 月22日から施行（適用）する。